

令和6年7月24日

債権者各位

株式会社ハタ研削

上記代理人弁護士 高 木 洋 平
弁護士 内 田 昌 彦
弁護士 森 田 和 雅

民事再生手続開始申立てのご連絡

(債権者説明会のご案内)

謹啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、株式会社ハタ研削（長野県安曇野市穂高8183-2）は、令和6年7月24日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い（令和6年（再）第20号）、同日、弁済禁止の保全処分及び監督命令の発令を受けました。

これまで弊社の発展・運営に最大限のご協力をいただいていたにもかかわらず、このような事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、弊社は裁判所及び監督委員の監督の下、事業を継続しながら、従業員が一丸となって再建に努めて参る所存であります。

弊社が民事再生手続開始の申立てに至った経緯及び今後の事業再生の方針などをご説明させていただきたく、別紙の要領にて説明会を開催いたします。ご案内から開催までの期間が短く誠に恐縮ですが、ご都合がつくようでありましたらご出席を賜りたくお願いいたします。なお、説明会は、長野県松本市及び東京都で計2回の開催を予定しておりますが、いずれも同じ内容のご説明をさせていただく予定でありますので、いずれかご都合の良い説明会にご出席いただけますと幸甚です。

なお、説明会は弊社が任意に行うものであり、出席されなかったことにより、債権者・お取引先の皆様に不利益が生じるものではございません。ご希望があれば、説明会終了後に説明会での配布資料を別途ファクシミリ等により送付させていただきます。

皆様のご理解とご協力を賜りたく、何卒、宜しくお願い申し上げます。

謹白

【お問合せ先】

株式会社ハタ研削

電話 0263-82-8300 FAX 0263-82-8381

受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後5時

債権者説明会の開催について

1 松本会場

■ 日時：令和6年7月29日（月）午後1時30分（午後1時00分受付開始）

■ 場所：長野県松本市深志2丁目1番1号

J A松本ハイランド松本市会館 501（大会議室）

※会場の規模の関係上、ご出席は各社様2名様程度を上限とさせていただきますと幸甚に存じます。

【会場地図】 JR松本駅お城口（東口）から徒歩5分程度



2 東京会場

■ 日時：令和6年7月30日（火）午前11時00分（午前10時30分受付開始）

■ 場所：東京都渋谷区恵比寿1-15-1 TAMA WOODY GATE EBISU 2階

TKPスター貸会議室恵比寿 カンファレンスルーム2A

※会場の規模の関係上、ご出席は各社様2名様程度を上限とさせていただきますと幸甚に存じます。

【会場地図】 JR恵比寿駅東口から徒歩4分程度

